

岩手県立軽米高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、岩手県立軽米高等学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務局は、岩手県立軽米高等学校内におく。

第3条 本会は、会員相互親睦の向上と母校の発展を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関する事項
- (2) 母校との連絡に関する事項
- (3) 会報の発行
- (4) その他必要と認める事項

第5条 本会は、地方に支部をおく。各支部は、地域的な連合会又は分会を組織することができる。支部規則は、各支部においてこれを定める。

第2章 会員

第6条 本会は、岩手県立軽米高等学校卒業生をもって組織する。

第7条 本会は、顧問をおく。顧問は、本校関係者から、常任理事会が推薦し総会で承認する。顧問は会長の諮問に応じる。

第8条 本会には、名誉会長を必要に応じておくことができる。名誉会長は、会長経験者から常任理事会が推薦し総会で承認する。

第9条 本会は、次の役員をおく。役員任期は3年とし、再選を妨げない。役員に欠員が生じた場合の後任の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 各期2名
- (5) 常任理事 若干名

第10条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会において会員中より選任する。
- (2) 常任理事・理事は、会員中より会長が指名し、総会の承認を得る。

第11条 会長、副会長、常任理事、理事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を組織し、会長と連絡を保ち、会務を審議これを執行する。
- (4) 理事は、各期を代表し、会長の命、及び常任理事会の要請を受け、会務のため連絡調整にあたる。

第12条 監事は、会計事務を監査し、その状況を総会に報告する。

第3章 会議

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を決議する。

- (1) 収支予算
- (2) 収支決算
- (3) 役員を選任

(4) その他の必要事項

第14条 総会及び臨時総会の開催は、次のとおりとする。

(1) 総会は会長が招集し、年に1回開催する。

(2) 臨時総会は次の場合に開催する。

ア 会長が必要と認めた場合

イ 常任理事会が必要と認めた場合

ウ 会員の3分の1以上が必要と認めた場合

第15条 常任理事会は、総会の審議代行機関であつて、重要な会務を審議する。

第16条 常任理事会は年1回とし、その他会長が必要と認めたとき随時招集する。

第17条 総会及び常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第18条 会議の議長は会長があたる。

第4章 会費及び会計

第19条 本会の会計は、会費及び寄附金等をもってまかなうものとし、会費の金額及びその納入方法は、別に会計規程の定めるところによる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第5章 附則

第21条 会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第22条 この会則は、昭和53年 5月20日より施行する。

この会則は 平成13年 6月 7日より施行する。

この会則は、平成24年 6月 8日より施行する。

この会則は、平成28年 6月11日より施行する。

同窓会会計規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県立軽米高等学校同窓会会則第20条に基づき本会の会費に関する必要事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 本会は会費として、岩手県立軽米高等学校に在学する生徒より月額200円を徴収し、3年卒業と同時に完納とする。

2 会費の納入方法は、別に定める諸会費納入通知票により5月より2月までの10ヶ月間納入するものとする。

(補則)

第3条 この規程に定めない事項に対しては、必要に応じ会長が別に定める。

附則 この会則は平成 3月 4月 1日

この会則は平成21年 4月 1日より施行する。

この会則は平成24年 6月 8日より施行する。